

上郡町建設工事入札参加者選定要綱

平成 14 年 3 月 15 日

要綱第 4 号

第 1 章 総 則

(目的)

第 1 条 競争入札に参加する者（以下「入札参加資格者」という。）の資格審査、資格格付、指名基準等については上郡町財務規則（昭和 50 年規則第 7 号。以下「規則」という。）及び平成 14 年上郡町告示第 11 号「一般競争入札等に参加する者に必要な資格等」（以下「告示」という。）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(適用範囲)

第 2 条 この要綱は、町が発注する土木工事及び建築工事（以下「工事」という。）に適用する。

(資格審査及び資格格付事務)

第 3 条 入札参加資格者の資格審査及び資格格付に関する事務は、入札担当課が行う。

第 2 章 資格審査

(資格審査)

第 4 条 入札参加資格者の資格審査は、次の事項について別表第 1 に定める工事の種類ごとに行う。

- (1) 建設業法（昭和 24 年法律第 100 号）第 3 条第 1 項に規定する建設業の許可の有無
- (2) 建設業法第 27 条の 23 第 3 項の規定により国土交通大臣が定める審査の項目
- (3) 工事に必要な機器類の所有状況等

第 3 章 資格格付

(格付等級)

第 5 条 別表第 1 の工事の種類のうち、一般土木工事、アスファルト舗装工事、建築一式工事、管工事、水道施設工事についての入札参加資格者は、建設業法第 27 条の 23 の規定に基づく建設業者の経営に関する客観的事項の審査結果の数値（以下「経審数値」という。）に主観的事項について判定した数値を加え若しくは減じた総合数値に基づき、入札参加資格等級格付及び選定基準表（別表第 2）に掲げる等級区分に応じて等級格付をする。

2 前項に定める主観的事項について判定した数値は、別に定める工事成績評定要領に基づき評定された過去 3 年間の総合評定（完成した工事が 2 件以上あるときは、その平均値（小数点以下第 1 位を四捨五入した値）とし、以下「総評定」という。）を基準とし、別表第 3 の方法により算出した数値とする。

(経審数値)

第6条 入札参加を希望する工事の種類について、別表第1において必要とされる建設業法上の許可業種が複数ある場合の経審数値は、そのうち最も大きなものとする。

(発注対応工事金額の範囲)

第7条 格付等級に対応する工事の契約予定金額の範囲(以下「発注対応工事金額」という。)は別表第2のとおりとする。

2 町内に本店を有する者(以下「町内業者」という。)のうち工事成績等がすぐれた者については、別表2の「発注対応工事金額」の「町内業者の特例範囲」の工事に参加させることができる。なお、等級格付により参加資格を定める場合は、格付等級上位の入札参加者を、下位の格付等級の工事に参加させることができるものとする。ただし、健全な競争入札が阻害される場合は、参加を制限することができるものとする。

3 入札参加資格者について格付をしない工事にあつては、経審数値をもって格付等級に代えるものとし、発注対応工事金額の範囲は特に定めない。

4 特別な理由のある工事については、別表第2を適用せず指名をすることができるものとする。

(特別共同企業体)

第8条 特別共同企業体(工事ごとに結成される共同企業体)の入札参加資格者に必要な資格については、工事ごとにその都度定める。

(資格者名簿の作成及び整理)

第9条 入札担当課長は、規則第84条第2項の規定に基づき入札参加資格者名簿(以下「資格者名簿」という。)を作成する。なお、入札参加資格者について、告示第7及び第8の変更届及び承継申請を受理したときは、その都度資格者名簿を整理しておくものとする。

第4章 指名基準

(指名要素)

第10条 入札に参加させる者(以下「入札参加者」という。)の指名に当たっては、次に掲げる指名要素を考慮し、競争の本旨に基づき適正かつ公平にしなければならない。

(1) 入札参加資格

ア 資格者名簿に登載されていること。

イ 地方自治法施行令第167条の4の規定に基づく資格制限期間中の者でないこと。

ウ 建設業法第28条に基づく営業の停止処分期間中の者でないこと。

エ 町の指名停止基準に基づく指名停止期間中の者でないこと。

(2) 当該工事に対する技術的適性

ア 当該工事を施工するに必要な主任技術者又は監理技術者の有資格技術職員を有していること。

イ 当該工事と同種工事について相当の施工実績があること。

(3) 町工事の工事成績

ア 総評定が65点未満にあっては指名しないことができる。

イ 当該年度に完成した工事の評定点が1件65点未満である場合は指名しないことができる。

ウ 町発注工事に係る施工管理が不適切なものは指名しないことができる。

(4) 手持工事の状況

ア 町と4件以上の契約を締結している場合は、原則として指名しない。

イ 町との契約工事において、特別な場合を除き工事の遅延が発生しているときは、原則として指名しない。

(5) 安全管理及び労働福祉の状況

勤労者退職金共済機構との退職金共済契約締結状況及び建設業厚生年金基金又は建設業労働災害補償共済制度への加入状況を尊重すること。

(6) 当該工事の地域性等

町内業者の育成、地域の産業振興及び雇用促進に資するため町内業者で施工が可能な工事にあつては、極力町内業者に受注機会の確保を図るよう考慮するものとする。

(7) 経営内容の状況

金融機関からの取引停止に至らないが、経営状態が客観的に不健全であると認められる者は指名しないものとする。

(8) 反社会的な行為又は不誠実な行為の有無

次の事項に該当する者は指名をすることができない。

ア 建設工事請負契約書に基づく措置請求に請負者が従わないこと等請負契約の履行が不誠実であること。

イ 一括下請、下請代金の支払遅延、特定資材等の購入強制等について関係行政機関等からの情報により請負者としての下請負契約関係が不適切である者。

ウ 入札参加資格制限及び指名停止に該当しない者にあつても、著しく社会的信用を失墜させ、また不誠実な行為を行った者。

(9) その他

特別な理由のある工事については、別表第2を適用せず、指名することができるものとする。

(入札参加者数)

第11条 入札参加者の指名にあつては、資格者名簿に登載された者の中から原則として4業者以上指名するものとする。ただし、特別な技術を要する場合又は500万円未満の工事については、4者に満たない場合であっても指名することができる。

(複合工事の入札)

第12条 2種類以上の異なる工事種類を併せて1件の複合工事として発注する場合の入札参加者の指名にあつては、当該工事の全体額に占める工事種類

別金額の比率を勘案し、比率の高い工事種類を対象として選定する。

(指名の特例)

第13条 災害復旧工事、補修工事等で急施を要する等、特に必要と認められるものについては、等級外の入札参加資格者の中から指名することができる。

2 特殊な工事で資格者名簿の区分により難しい工事の入札参加者の指名に当たっては、入札参加資格者の中から、特殊な工事に対応できる技術力及び信用力のある者を選定する。

附 則

1 この要綱は、平成14年5月1日から施行する。

2 上郡町建設工事入札参加者の資格格付及び選定に関する基準（平成13年5月1日施行）は、廃止する。

附 則

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年4月28日から施行する。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和2年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年4月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年5月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和7年11月1日から施行する。

附 則

この訓令は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第4条、第5条、第6条関係）

工事の種類		必要とする建設業法上の許可業種	
土 木 工 事	一般土木工事	土木工事業又はとび・土工工事業	
	アスファルト舗装工事	舗装工事業	
	PC橋梁（上部）工事	土木工事業	
	鋼橋梁（上部）工事	鋼構造物工事業	
	しゅんせつ工事	しゅんせつ工事業	
	さく井工事	さく井工事業	
	ボーリンググラウト工事	土木工事業又はとび・土工工事業	
	吹付工事	土木工事業又はとび・土工工事業	
	造園工事	造園工事業	
	鋼塗装工事	塗装工事業	
	区画線及び道路標示工事	塗装工事業	
	機械器具製作据付工事	機械器具設置工事業、水道施設工事業、 鋼構造物工事業又は土木工事業	
標識工事	鋼構造物工事業又はとび・土工工事業		
建 築 工 事	建築一式工事	建築工事業	
	家屋解体工事	建築工事業又は解体工事業	
	電気工事	電気工事業	
	管工事・浄化槽工事	管工事業	
	電気通信工事	電気通信工事業	
	その 他の 専門 工事	塗装工事	塗装工事業
		防水工事	防水工事業
		内装仕上工事	内装仕上工事業
		昇降機設置工事等	機械器具設置工事業
		水道施設工事	水道施設工事業
消防施設工事		消防施設工事業	
清掃施設工事	清掃施設工事業		

別表第2-1 (第5条、第7条、第10条関係)

入札参加資格等級格付及び選定基準表

契約の種類	等級	発注対応工事金額 (千円)		格付点数
		標準範囲	町内業者の特例範囲	
工事請負契約 (一般土木工事)	A	70,000以上	70,000以上	1030~
	B	20,000以上 150,000未満	70,000以上	830~1029
	C	7,000以上 50,000未満	20,000以上 150,000未満	685~829
	D	3,000以上 20,000未満	7,000以上 50,000未満	595~684
	E	7,000未満	20,000未満	~594

別表第2-2（第5条、第7条、第10条関係）

入札参加資格等級格付及び選定基準表

契約の種類	等級	発注対応工事金額（千円）		格付点数
		標準範囲	町内業者の特例範囲	
工事請負契約 （アスファルト舗装工事）	A	20,000以上	20,000以上	860～
	B	5,000以上 30,000未満	20,000以上	600～859
	C	10,000未満	30,000未満	～599

別表第2-3（第5条、第7条、第10条関係）

入札参加資格等級格付及び選定基準表

契約の種類	等級	発注対応工事金額（千円）		格付点数
		標準範囲	町内業者の特例範囲	
工事請負契約 （建築一式工事）	A	450,000以上	450,000以上	1030～
	B	250,000以上 1,000,000未満	450,000以上	930～1029
	C	100,000以上 250,000未満	250,000以上 1,000,000未満	710～929
	D	20,000以上 100,000未満	100,000以上 250,000未満	510～709
	E	20,000未満	100,000未満	～509

別表第2-4（第5条、第7条、第10条関係）

入札参加資格等級格付及び選定基準表

契約の種類	等級	発注対応工事金額（千円）		格付点数
		標準範囲	町内業者の特例範囲	
工事請負契約 （水道施設・管工事）	A	50,000以上	50,000以上	750～
	B	50,000未満	50,000以上	575～749
	C	7,000未満	50,000未満	～574

別表第3（第5条関係）

区 分	総 評 点	増減する数値
過去3ヶ年の総評点	66点以上	65点を控除した数値に5を乗じて得た数値
	60点以上66点未満	0
	60点未満	60点を控除した数値に5を乗じて得た数値
該当の評定がない場合		0